

# 「横浜市ひとり親家庭支援事業におけるエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（EBPM）に基づいた課題整理及び成果連動型委託契約（PFS）の導入可能性調査業務委託」に関するプロポーザル募集要項

## 1 業務の概要・目的等

横浜市ではひとり親家庭に対し、就労支援や学習支援等の総合的な自立支援を進め、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保を目指しさまざまな事業を実施しています。しかし、各事業がひとり親家庭の自立にどれだけ効果的か、また、困窮している世帯の支援にどれだけ貢献しているか、その事業成果の捕捉が困難であるという課題を抱えています。

そこで、本業務は横浜市で実施している「ひとり親家庭支援事業」について、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（以下「EBPM」という。）の考えに基づき、事業課題の整理や、成果指標の作成を通じて、事業実施効果の測定を可能にすることを目的として実施します。

また、事業効果をより高めることを目的として、成果指標等を設定した事業の中から、令和4年度から成果連動型委託契約（PFS）の導入が可能な事業について検討します。

その他、業務の詳細は、別添「業務説明資料」に記載します。

## 2 プロポーザルの手続き

### (1) 名称

横浜市ひとり親家庭支援事業におけるエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（EBPM）に基づいた課題整理及び成果連動型委託契約（PFS）の導入可能性調査業務委託に関するプロポーザル

### (2) 主催者

横浜市（こども青少年局こども家庭課）

### (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

### 3 受託者の要件

#### (1) 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において、登録種目：320「各種調査企画」、細目：B「コンサルティング(建設コンサルタント等を除く)」に登録されている者。
- イ 本市またはほかの官公庁において、調査業務の受注実績を有していること。
- ウ EBPM及びPFSに関する調査・研究の実績を有していること。
- エ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者特定の日までの間のいずれの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

#### (2) 欠格事項

- ア 団体が、宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合。
- イ 団体の代表者及び主たる構成員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者である場合。
- ウ 団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者である場合。

### 4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

### 5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「8 審査委員会」に示す「横浜市ひとり親家庭支援事業におけるエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング(EBPM)に基づいた課題整理及び成果連動型委託契約(PFS)の導入可能性調査業務委託プロポーザル評価委員会」で行います。

評価のポイントは、次のとおりです。

- (1) 業務の実施体制
- (2) 業務の実施方針
- (3) 業務の実施計画

※ 記載の視点については、別添「提案書評価基準」に記載します。

## 6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙「プロポーザル実施スケジュール」のとおりです。

## 7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。
- (3) 本委託事業の終了後は、委託業務についての報告書（書式自由）を提出していただきます。
- (4) 本委託業務の全部を第三者に委任し又は請け負わせることは認めません。また、委託業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ることとします。
- (5) 本委託事業は、令和3年度横浜市予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。

## 8 事務局

横浜市こども青少年局こども家庭課 熊倉、加藤

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2390

### プロポーザル実施スケジュール

